

## P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

### 年金法改正

年金制度改正法が衆議院で一部修正の上、令和7年6月13日に成立しました。

この改正では、パート・アルバイトなどの社会保険加入対象の範囲の拡大や老齢年金の見直しが行われています。**社会保険の加入対象の拡大**

#### ① 短時間労働者の見直し

給与が月額88,000円以上の要件がなくなります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされています。

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者ですが、2027年（令和9年）10月以降は企業規模を段階的に縮小し、2035年（令和17年）10月には完全撤廃になります。

#### 加入企業の従業員数の拡大

現在	51人以上
令和9年10月～	21人以上
令和11年10月～	21人以上
令和14年10月～	11人以上
令和17年10月～	撤廃

#### ② 個人事業所の適用対象拡大

**編集後記** 9月も暑い日が続きました。このため今年の紅葉情報は、全国的に気温が高めに推移しそうで、紅葉・黄葉の見頃時期は平年並みか平年より遅くなる傾向とのことです。編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)

現在5人以上の従業員を使用している法定17業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業等）の個人事業所が社会保険加入対象になっています。今回の改正では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所が適用対象となります。ただし施行時点の2029年（令和11年）10月に既にある事業所は当分の間対象外です。

#### ③ 加入拡大による支援

この改正で加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減する措置がとられます。また事業主が追加負担した保険料について国などがその全額を支援するとされています。

#### 在職老齢年金制度の見直し

現在の制度では、賃金と厚生年金の合計が月50万円（2024年度の場合）を超えると、超えた分の半額が支給停止となります。この支給停止の基準額が来年の令和8年4月から50万円から62万円へ引き上げられます。

事務所・P5より・・・

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 432

令和7年10月1日

### 調書方式

猛暑日が続いた9月が終わり、やっと10月を迎えました。短い秋とはいえ、早く涼しくなってほしいと願っています。

10月7日は、ハマスがイスラエル南部に武力侵入してからちょうど2年を迎えます。海外メディアは、攻撃の当時、ガザの多くの人々が歓声をもって迎え、人質解放時も勝利を叫ぶ映像を流していました(BBC・Al Jazeera)。

しかし現状のガザの荒廃は、歓声も勝利も伝わってきません。2年前のハマスが、境界線を越え南部へ侵入した時は、ネタニヤフ(Netanyahu)首相の国内での評判や問題の多さから考えて、簡単にこの侵入を許した事実疑問を抱いた人もいたのではないのでしょうか。陸路で20 kmまで、まるでピクニックのように軽々と侵入を許しました。

当時、イスラエルの方は、ハマスも消えてほしいがネタニヤフもいらぬと言っていた人が半分近くいると言われていました。無差別に200人を超えて拉致され、人質とされた人々のうち、かなりの人が既に殺害されました。ハマスは人質を小刻みに解放し、現在でも数十人の人が700日も帰国できていません。

日本では、北朝鮮による拉致問題として、50年近く(約18,700日)も同様の状態が続いています。

我が国は、人質全員の解放を国際社会に真っ先に訴えるべきでした。

人質の解放が遅れたことから、結局、ネタニヤフ首相の思い通りに進んでいると思われてなりません。この間、イスラエルは、パレスチナ自治区となっているヨルダン川西岸地区への入植を加速し、2024年8月には大規模計画(E1計画)が最終承認され、以後、実施のスピードを上げています。

#### 連載中の台風の発生数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2025						2	7	5	6				20
2024					2		2	6	8	3	4	1	26
2023				1	1	1	3	6	2	2			17
2022				2		2	2	5	7	5	1		25
2021		1		1	1	2	3	4	4	4	1	1	22
2020					1	1		8	3	6	3	1	23
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29
2017				1		1	8	6	3	3	3	2	27

今月の発生は少なくなると良いのですが！

HPリンク⇒この通信はpdfで作成していません。下線部分は原情報にリンクできます。



## 2025年10月の税務・総務予定 (税務)

\*特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 15日(水)

\*個人住民税第3期分の納付  
市町村条例で定める日 通常月末  
茅ヶ崎市・藤沢市・・・10月31日  
(これ以外の所を見つけることができ  
ませんでした・AI)。

## (総務他)

\*秋の厚生事業実施

\*第2期分労働保険料の納付  
10月31日(金)まで  
(口座振替日11月14日)

COVID-19 関連のデータはホームページ  
(HP)に掲載しております。

## 令和7年分の年末調整での主な 注意点・変更点

### \* 基礎控除額の変更

令和7年分から、基礎控除の額が納税者本人の「合計所得金額」に応じて段階的に変動するようになりました。これにより、収入が高い人ほど控除額が少なくなる仕組みです。

### \* 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額や控除上限額が見直されており、特に高所得者は控除額が減る傾向となっています。給与明細や源泉徴収票の作成時に注意して下さい。

### \* 扶養控除の対象となる親族の所得基準の変更

扶養親族として控除を受けるための所得要件が一部見直されました。従業員が申告する内容に変更がないか、注意して下さい。

### \* 「特定親族特別控除」の新設

扶養控除の中に新しい区分ができたため、対象となる親族がいる場合には、この控除を適用できるかの判断が必要です。(詳細は **P5news426** 号に)

### \* 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の手続きの変更

「年末残高調書」を利用した申告方式(調書方式)が導入され、会社経由での確認書類の提出が必要になるケースがあります。

### \* 年末調整に使用する各種申告書の様式の変更

「扶養控除等申告書」「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」などの様式に新たな記載欄が追加されているため、従業員へ配布する際に注意してください。

### \* 通勤手当の非課税限度額の改定

物価や公共交通機関の改定に伴い、通勤手当の非課税限度額の見直しが行われた場合には、通勤費の支給額と税務処理に注意が必要です。

これは令和7年8月7日の令和7年人事院勧告で、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました。これを受け、今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。本通信発行時点では改正されていませんが、気を付けておいてください。

令和7年分年末調整Q&A から

〔問4〕従業員Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入115万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺

族年金はどのように扱われるのでしょうか。

〔答〕扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

このため非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をします。このため、Aさんの母親の場合はパート収入の115万円だけで判定することとなり、給与所得控除額65万円を控除した後の合計所得金額は50万円となりますので、扶養親族に該当します。

〔問5〕当社では、本年中に、アルバイトAに対して140万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか。」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

〔答〕給与などの勤労による所得を有する一定の学生さんのうち、合計所得金額が85万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の方は、「勤労学生控除」(控除額27万円)を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、収入金額が140万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載(一定の証明書類を添付)した扶養控除等(異動)申告

書の提出を受けてください。

〔問10〕当社では、12月分の給与を12月20日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月25日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aさんは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

この場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

## 2025年10月の予定

SHONAN TAX OFFICE  
(<https://www.shonantax.jp/>)